

## 長泉町制限付き一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長泉町が発注する建設工事の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2に規定する資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札前審査型 制限付き一般競争入札に参加するための入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を入札前に行い、入札参加資格を有すると認められた者による入札の結果に基づき、落札者を決定する制限付き一般競争入札をいう。
- (2) 落札候補者 長泉町低入札価格調査制度実施要領（平成14年長泉町告示第36号。以下この号において「要領」という。）に規定する低入札価格調査制度の対象となった建設工事において、要領第9条第9号に規定する契約をしない場合の判断基準価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者をいう。
- (3) 入札後審査型 入札前に入札参加資格の確認申請・審査手続を簡略化し、入札後に落札候補者から順に入札参加資格審査資料（以下「資料」という。）による審査を行い、適格である者を落札者として決定する制限付き一般競争入札をいう。

### (対象となる工事)

第3条 制限付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として予定価格1億円以上の建設工事とする。

2 入札前審査型と入札後審査型の区分は、長泉町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領（昭和58年長泉町告示第12号）第3条に規定する長泉町建設工事等入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が決定するものとする。

### (入札参加資格)

第4条 入札参加資格を有する者は、次の各号に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定による要件に該当しないこと。
- (2) 長泉町が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定

める要綱（平成30年長泉町告示第49号）に規定する建設工事の請負に係る競争入札に参加することができる資格を有すること。

- (3) 対象工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第 100号。以下「法」という。）第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 対象工事の工種に係る法第27条の23の規定による審査結果の総合評定値が一定以上であること。
- (5) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
- (6) 主任技術者、監理技術者、現場代理人等を適正に配置できること。
- (7) 法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (8) 長泉町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年長泉町告示第18号。以下「入札参加停止等措置要綱」という。）に規定する入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。
- (10) その他町長が必要と認めること。

（入札参加資格審査委員会）

第5条 町長は、次の各号に掲げる事項を審査するため、入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を設置するものとする。

- (1) 入札参加資格の設定に関する事項
- (2) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の入札参加資格の有無に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

2 資格審査委員会は、指名委員会がこれを兼ねるものとする。

（入札参加資格の設定）

第6条 入札担当課長は、入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、資格審査委員会に提出するものとする。

2 入札参加資格は、資格審査委員会が決定するものとする。

（入札の公告等）

第7条 入札の公告は、長泉町契約規則（平成5年長泉町規則第14号）第4条の規定により行うものとする。

2 入札担当課長は、対象工事の入札執行に関する詳細な事項の入札説明書を作成し、公開するものとする。

(申請手続等)

第8条 町長は、入札参加希望者の入札参加資格を確認するため、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を2部(正本、副本各1部)提出させるものとする。

(1) 入札前審査型 入札参加希望者に、(入札前審査型)入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「入札前審査型申請書」という。)及び資料を、当該入札の公告の日の翌日から起算して10日以内に提出させるものとする。

(2) 入札後審査型 入札参加希望者に、(入札後審査型)入札参加資格確認申請書(様式第3号。以下「入札後審査型申請書」という。)を、当該入札の公告の日の翌日から起算して7日以内に提出させるものとする。

2 前項第1号の規定により提出する資料は、次のとおりとする。

(1) 同種工事の施工実績(様式第4号)

(2) 配置予定技術者等の資格・工事経験(様式第5号)

(3) 法第27条の29の規定による通知書の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

3 第1項第1号及び同項第2号に規定する申請書及び資料(以下「申請書等」という。)は、入札担当課で受け付けるものとする。

4 町長は、提出された申請書等(以下この項において「提出書類」という。)について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類の作成等に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

(入札前審査型の入札参加資格の審査)

第9条 入札担当課長は、入札前審査型申請書及び資料が提出されたときは、対象工事主管課長の意見を徴した上で、入札参加資格確認申請者一覧表(様式第6号。以下「申請者一覧表」という。)を作成し、資格審査委員会に提出するものとする。

2 資格審査委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無につい

での審査を行うものとする。

3 資格審査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、前項に規定する審査結果を、入札参加資格確認申請審査結果報告書（様式第7号。以下「審査結果報告書」という。）により、町長に報告するものとする。

4 町長は、第2項に規定する審査結果を、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して7日以内に、（入札前審査型）入札参加資格確認通知書（様式第8号）により、入札参加希望者に通知するものとする。

（入札後審査型の入札参加資格の審査）

第10条 入札担当課長は、入札後審査型申請書が提出されたときは、第5条の規定にかかわらず、入札参加資格の審査を行うものとする。

2 町長は、前項に規定する審査結果を、申請書等の提出期限の日の翌日以後速やかに、（入札後審査型）入札参加資格確認通知書（様式第9号）により、入札参加希望者に通知するものとする。

第11条 落札候補者を決定した場合は、直ちに当該落札候補者に落札候補者決定通知書（様式第10号）を送付し、当該通知書の通知日の翌日から起算して2日（長泉町の休日を定める条例（平成2年長泉町条例第10号。以下「休日条例」という。）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）以内に資料を提出させるものとする。

2 入札担当課長は、前項に規定する資料が提出されたときは、対象工事主管課長の意見を徴した上で、申請者一覧表を作成し、資格審査委員会に提出するものとする。

3 資格審査委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無についての審査を行うものとする。

4 前項の審査は、落札候補者のみ行うものとする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がない場合は、次に安価な価格で入札した者の入札参加資格を審査するものとし、以後の場合も同様とする。

5 町長は、第3項に規定する審査の結果、入札参加資格がないと認めた者に対し、入札参加資格不適合通知書（様式第11号）により通知するものとする。

6 委員長は、第3項に規定する審査結果を、審査結果報告書により、町長に報告するものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第12条 第9条、第10条又は第11条に規定する審査の結果、入札参加資格がないと認めら

れた者は、第9条第4項、第10条第2項又は前条第5項に規定する通知書の通知日の翌日から起算して7日（休日条例第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）以内に、入札参加資格がないと認めた理由について、書面を提出することにより、町長に説明を求めることができるものとする。

2 町長は、前項に規定する説明を求められたときは、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日条例第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 委員長は、第1項に規定する説明を求められたときは、直ちに資格審査委員会を招集し、改めて審査を行うものとする。

4 町長は、前項に規定する審査により、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、第9条第4項、第10条第2項又は前条第5項に規定する通知を取り消し、第2項に規定する回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

（設計図書等の公開等）

第13条 町長は、設計書、仕様書、図面等の設計図書等は、原則として入札情報サービス（PPI）において公開するものとする。

2 設計図書等に対する質問書を受け付ける期間は、第9条第4項又は第10条第2項に規定する通知書の通知日の翌日から起算して、原則として7日（休日条例第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）以内とし、町長は、その質問に対して、質問書を提出することができる最終日の翌日から起算して、原則として10日以内に回答するものとする。

3 質問書は、入札担当課で受け付けるものとする。

4 質問書に対する回答は、原則として電子入札システムにおいて公開するものとする。

（現場説明会）

第14条 町長は、必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 町長は、申請書等の提出期限の日の翌日から第9条第4項又は第10条第2項に規定する通知書の通知日までの間に、現場説明会を行う日を定めるものとする。

（入札保証金）

第15条 入札保証金は、免除するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第16条 入札担当課長は、第1回目の入札に際し、入札参加希望者に工事費内訳書(様式第12号)の提出を求めるものとする。

(入札の無効)

第17条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 長泉町建設工事競争契約入札心得、入札説明書等において示した条件等に違反した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、法の規定による営業停止の処分又は入札参加停止等措置要綱に規定する入札参加停止措置を受け、入札時点において営業停止又は入札参加停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第18条 入札担当課長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに入札結果等を公開するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第19条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の審査に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。